

周南市監査委員 久行 竜 二

周南市監査委員 土屋 晴 巳

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、上下水道事業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

上下水道局

総務課、企画調整課、財政課、料金課、水道工務課、下水道工務課、浄水課、下水道施設課、水質管理課

2 監査の範囲

令和2年4月から12月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和3年2月15日（月）から5月19日（水）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

総務課

(1) 支出事務

ア	指摘事項	時間外勤務手当の時間数の集計について、過小となっているものがあった。
	措置状況	適正な集計による時間外勤務手当との差額を支給しました。

料金課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	水道料金の減免について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同事務決裁規程に基づく決裁をしました。